

## 第4部 - 第1 環境保全の推進

### 2 公害防止

#### 基本的な考え方

市内における公害の発生状況は、全般的にはかなり改善されつつありますが、自動車交通量の増大による大気汚染や交通騒音、近隣騒音など、広域的な取り組みを必要とし、しかも被害者が同時に加害者となっている都市・生活型公害は、依然として厳しい状況にあります。

また、化学物質の利用拡大と使用形態の多様化は、新たな汚染の危険性を生み出しています。トリクロロエチレンなどの有機化学物質による地下水の汚染や廃棄物の焼却等により生成されるダイオキシン類、極めて微量であっても生態系に影響がある、いわゆる環境ホルモン(内分泌攪乱化学物質)などが問題となっています。

このような状況をふまえて、市では、住宅のアスベスト調査に対する調査費の助成や環境センターにろ過集塵装置等を設置するなどの取り組みを行っていますが、今後の公害防止としては、広域的な連携や国・都への要請を行うとともに、自動車使用の抑制やクリーンエネルギー自動車の導入などによる自動車公害対策、ダイオキシン類など化学物質による環境汚染対策に取り組んでいきます。そして、市民の健康、安全かつ快適な生活環境の確保に向けて、法令等に定める環境基準値が常時保たれるよう、公害発生の原因となる物質の排出を抑制する各種発生源対策を強化するとともに、化学物質の管理体制の強化、公害の監視測定や指導体制等をより一層整備していきます。

#### まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
公用車に占める低公害車の割合	12%	20.6%	43.7%	増加

自動車の排気ガスを抑制する低公害車導入の状況を示す指標です。低公害車の導入に向けて段階的な取り組みを行います。

協働指標		計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
大気中の浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準(注)	日平均値の2%除外値	0.083mg/m <sup>3</sup>	0.070mg/m <sup>3</sup>	0.053mg/m <sup>3</sup>	基準値以下
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	2時間	1時間	0時間	

大気を汚染する原因物質には、硫酸酸化物(SO<sub>x</sub>)、炭化水素(HC)、ばいじん(浮遊粒子状物質(SPM)と降下ばいじん)、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び二次汚染物質であるオキシダント(O<sub>x</sub>)等があります。市では、大気汚染を監視するため、市庁舎で一酸化炭素・窒素酸化物・二酸化硫黄・オキシダント・浮遊粒子状物質の定期調査を実施し、経年変化を観察しています。現状において既に基準値を満たしているものについても、さらなる高環境創出に向けた取り組みを続けていきます。

(注) 環境基準は、1時間値の1日の平均値(日平均値の2%除外値)が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。なお、数値は市役所3階定点測定によります。

## 施策・主な事業の体系

### 1 相談・苦情処理体制の充実

(1)相談・苦情の適正な処理	①公害相談・苦情処理体制の充実
	②発生源対策の強化
	③苦情・環境測定結果等の調査・分析による公害防止への活用
(2)情報提供・啓発の推進	◎ ①公害に関する情報提供の充実
	②公害防止に向けた啓発の推進

### 2 発生源対策の強化

(1)発生源の規制強化	◎ ①自動車公害対策の推進
	◎ ②ダイオキシン類対策の推進
	※ ③公害予防のための環境配慮指針の徹底
	④ばい煙施設の窒素酸化物や硫黄酸化物の抑制指導
	⑤事業所からの排出ガスの抑制指導
	⑥工場・事業所等の悪臭防止の改善指導
	⑦アスベスト飛散防止対策
	⑧有害物質使用事業者への指導強化
	⑨フロンガスの適正な処理の徹底
(2)発生源対策の支援	◎ ①アスベスト調査のための支援
	②公害防止のための設備改善の支援

### 3 監視機能の強化

(1)公害監視機能の強化	①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施
	②主要沿道・交差点における騒音・振動・交通量調査の充実
	③東京都自動車排出ガス測定局の活用
	④工場・指定作業場の立ち入り検査の充実
	⑤光化学スモッグ情報の適切な提供
	⑥浅井戸による地下水モニタリング(監視)調査の実施
	⑦市内河川の定期的水質調査の実施
	⑧土壌汚染調査の充実
	⑨調布飛行場における騒音対策充実の要請

### 4 推進体制の整備

(1)推進体制の整備	①広域的な連携の強化
	②市民・事業者・NPO等との連携の強化
	③国・都への要請

## 主要事業（ で示しています）

### 1-(2)-① 公害に関する情報提供の充実

環境測定データなど公害発生状況や公害防止に関する情報提供の内容の充実を図るとともに、わかりやすいホームページの作成などインターネット等を利用した情報入手機会の拡充を図ります。

(市・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
公害情報の提供	実施	実施	実施			▶

2-(1)-① 自動車公害対策の推進

自動車使用の抑制や低公害車の導入、渋滞の解消やアイドリングストップの励行など、自動車公害の防止に向けた総合的な取り組みを推進します。

(市・市民・関係団体・関係機関・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
低公害車の導入の促進	実施	実施	実施			▶

2-(1)-② ダイオキシン類対策の推進

野外焼却の禁止と法定基準を満たさない小型焼却炉の使用中止の指導を行うとともに、大気・土壌・河川等のダイオキシン類調査を引き続き実施します。また、環境センターにおけるダイオキシン類の排出濃度を1ng/m<sup>3</sup>(注2)以下とするため、バグフィルタ(ろ過集塵装置)等を既に設置し、ダイオキシン類の発生抑制に努めています。

(注2) 1ng(ナノグラム)は、10億分の1g

(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
ダイオキシン類調査の実施	実施	実施	実施			▶

2-(2)-① アスベスト調査のための支援

戸建及び分譲共同住宅の露出の吹付けアスベスト調査に対して、調査費の一部を助成していますが、その周知を徹底し、市民の健康の向上を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
アスベスト調査に対する助成制度の周知	周知・徹底		周知 徹底			▶

**新規・拡充事業 ( 示しています )**

2-(1)-③ 公害予防のための環境配慮指針の徹底

建設作業や大規模店舗などの事業者活動に対し、環境基本条例及びまちづくり条例に基づく環境配慮指針が徹底されるよう指導します。

(市)